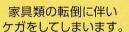


日頃の備えがあなたと大切な家族の命を守ります!

1 家具転対策をしましょう

※家具転(かぐてん)対策とは「家具類の転倒・落下・移動防止対策」の略です。







転倒した家具類が電気機器や 電気コードを傷つけることにより、 火災発生の危険があります。

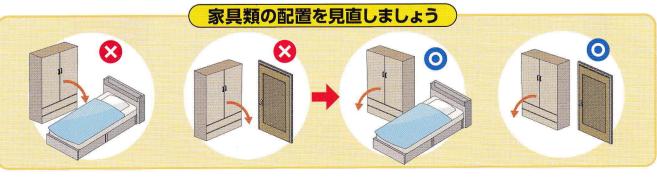


転倒した家具類が 避難経路を塞いでしまい、 避難が困難になります。

地震から身を守るために

正しい家具・家電の固定やガラスの飛散防止をしましょう。



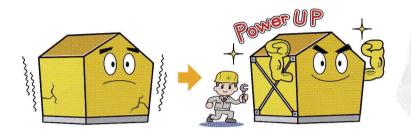


2 自宅の耐震化をしましょう

耐震診断を受けましょう

昭和56年(1981年)5月以前に建てられた建物は耐震性が不十分なものが多く存在します。 地震から生命と財産を守るためにはまず耐震診断を!

耐震性が不足していた場合は、耐震改修を検討しましょう



地震が起きた後でも、

住み続けられるように 耐震性を確保しましょう!

3 感震ブレーカーを設置しましょう

過去の大震災では**電気火災**による被害が多く発生しています。

地震が引き起こす電気火災とは、地震の揺れに伴う電気機器からの出火や

停電が復旧した時に発生する火災のことを言います。

電気火災対策には感震ブレーカーの設置が効果的です!

感震ブレーカーとは

地震を感知すると

自動的にブレーカーを落として電気を止める器具です。

種類によってはホームセンターなどで入手できます。



問合せ先・相談

- ■家具転対策 (支援事業) に関すること 危機管理部危機管理課 (058-267-4763)
- ■耐震 (支援事業) に関すること まちづくり推進部建築指導課 (058-265-3904)
- ■感震ブレーカーに関すること 消防本部予防課(058-262-7163)





※各QRコードから担当課の岐阜市公式HPへアクセスできます。

ぎふ防災安心メール

市内に発表される気象情報、避難情報、災害情報や行政情報などを メール配信します。ぜひ右記のQRコードからご登録ください。

